

関ヶ原町景観計画に基づく行為の
届出の手引き

令和3年7月

関ヶ原町

もくじ

| | |
|----------------------------------|----|
| 1. 関ヶ原町景観計画に基づく行為の届出の手引きとは..... | 1 |
| 2. 景観計画区域と景観形成基準の関係 | 1 |
| (1)景観計画区域..... | 1 |
| (2)景観計画区域と景観形成基準の関係 | 2 |
| 3. 届出対象行為 | 3 |
| (1)景観計画区域における届出対象行為..... | 3 |
| (2)適用除外..... | 4 |
| (3)重要眺望区域における届出対象行為..... | 4 |
| (4)事前協議と届出の流れ..... | 5 |
| 4. 景観形成基準 | 7 |
| (1)【A】実施基準..... | 7 |
| (2)【B】努力基準..... | 8 |
| (3)【C】配慮基準..... | 11 |
| 5. 届出等に必要な書類 | 13 |
| 6. 重点区域への移行 | 14 |
| 7. 届出様式等 | 15 |
| ・景観計画区域内における(行為／行為の変更)の届出書 | 16 |
| ・事前申請書 | 18 |
| ・事前協議書 | 20 |
| ・景観形成基準チェックシート | 22 |
| ・景観形成基準チェックシート(記入例) | 26 |
| 参考 用語集..... | 30 |

1. 関ヶ原町景観計画に基づく行為の届出の手引きとは

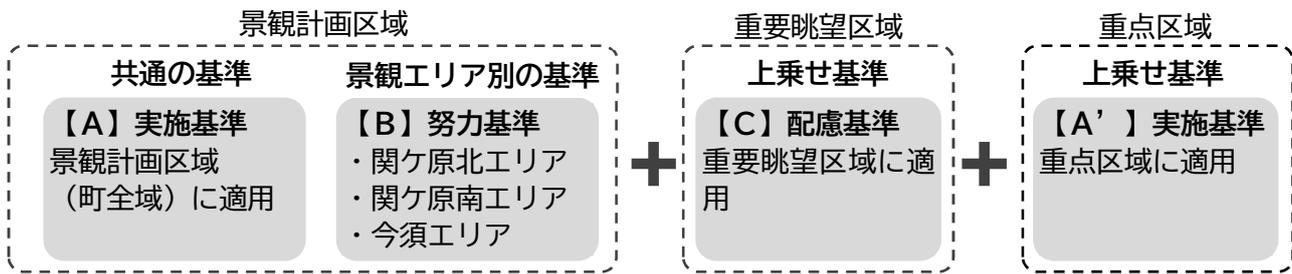
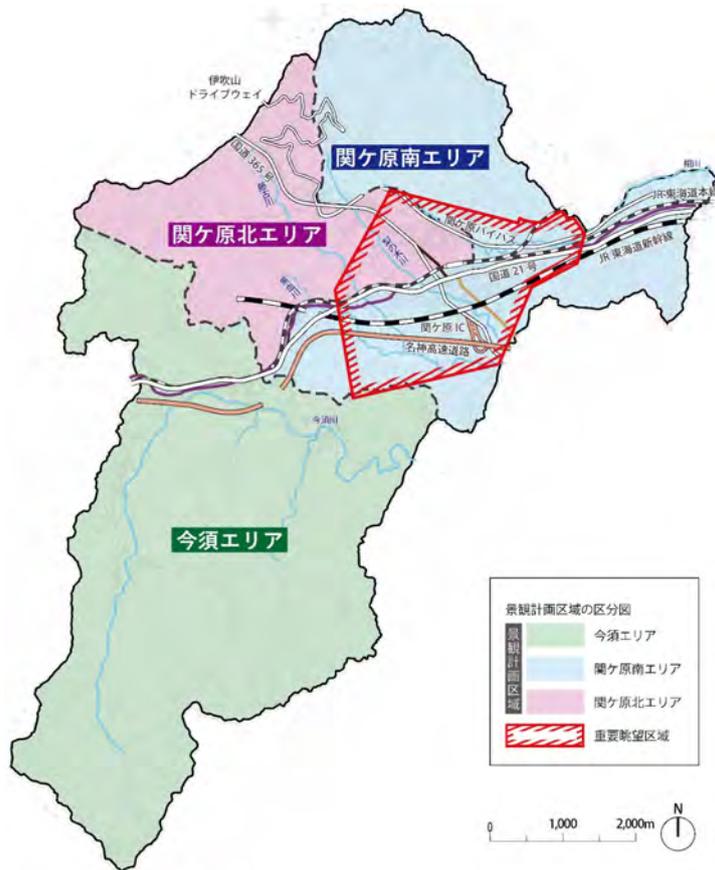
関ヶ原町は、総合的・計画的に景観まちづくりを推進するため、平成30年6月に「景観形成団体」となり、令和3年7月に景観法に基づく「関ヶ原町景観計画」を策定しました。景観計画では、住民・事業者・行政が協働し、地域の特性を活かした魅力ある景観をまもり、そだて、つくることによってまちづくりを行う「景観まちづくり」を推進するための方針やルールを体系的に示しています。

本書は、関ヶ原町景観計画の第4章、第5章に定める届出対象行為や景観形成基準の解説書としてとりまとめたものです。住民・事業者・行政が、届出手続きや景観形成基準等の内容について共通認識を得ることを目的としています。

2. 景観計画区域と景観形成基準の関係

(1) 景観計画区域

町全域を「景観計画区域」とし、それぞれの景観エリアの特性に応じた景観まちづくりを推進します。また、重点的に眺望景観の保全・活用を図る区域を「重要眺望区域」、重点的に景観まちづくりを推進する区域を「重点区域」とします。景観計画区域には全域にゆるやかな基準を定め、重要眺望区域および重点区域にはそれぞれ上乗せ基準を定めます。



※今後、指定の予定

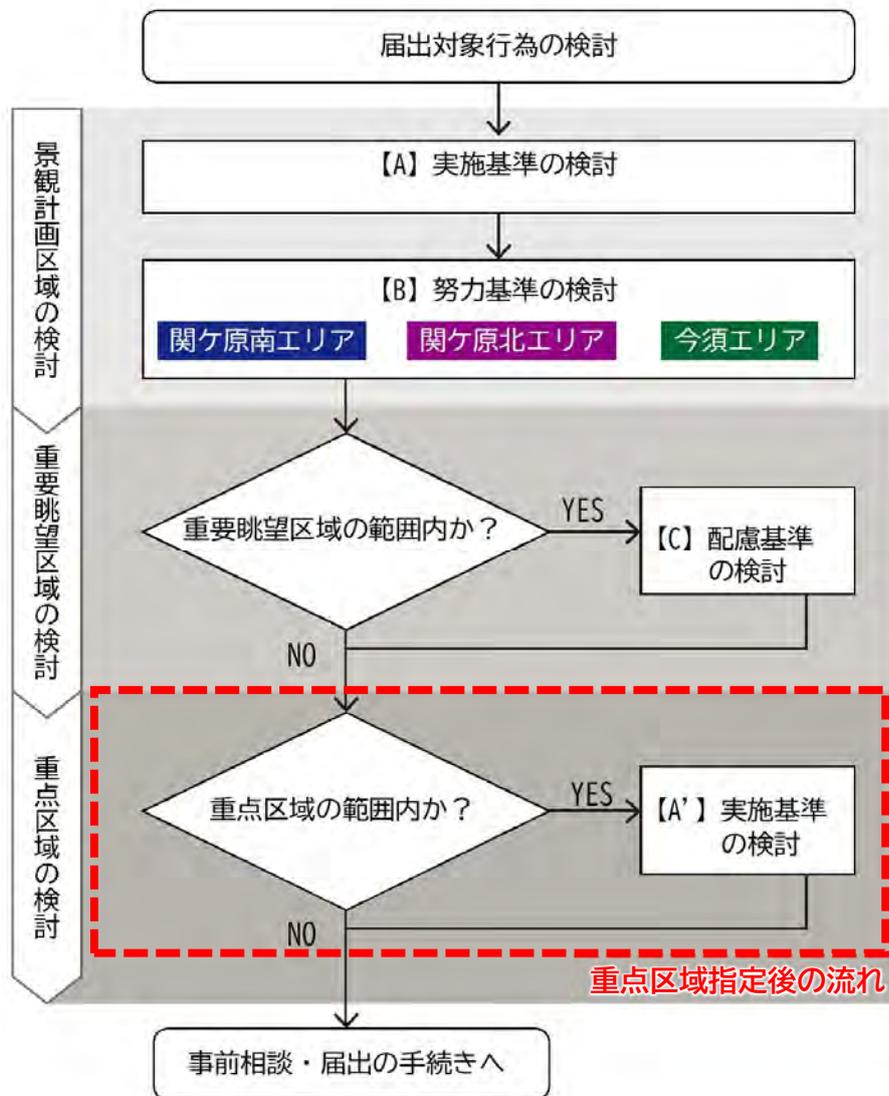
(2) 景観計画区域と景観形成基準の関係

景観形成基準とは、関ヶ原町の良好な景観の形成・保全を図るための、建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為等の行為に対する基準（行為の制限）です。景観形成基準は実施基準、努力基準、配慮基準の3段階の基準があります。届出対象行為は、景観エリアや区域に応じて、それぞれの景観形成基準へ適合することが望まれます。

【景観形成基準の区分】

- 【A】実施基準…法に基づく適合義務であり、遵守すべき基準
- 【B】努力基準…景観計画との適合に向けて努力すべき基準
- 【C】配慮基準…基準適合の適否を判断するものではないが、必ず検討が必要な基準

【景観形成基準の検討フロー】



3. 届出対象行為

(1) 景観計画区域における届出対象行為

関ヶ原町では、良好な景観の形成・保全を図るため、大きな影響を及ぼす可能性のある行為を届出対象行為とします。景観法と関ヶ原町景観条例に基づき、届出対象行為を行おうとする際には、着手前の届出により、後述の景観形成基準に適合することが求められます。

また、届出対象行為の基準以下となる規模の行為についても、周辺の良い景観の形成・保全に寄与するように、後述の景観形成基準に見合った行為が求められます。

| 届出対象行為 | 届出対象とする範囲 |
|--|--|
| 建築物の建築等 ・建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 | ○高さ 10m 以上、又は延床面積 500 m ² 以上 ○上記の規模を超える建築物の外観を変更することとなる修繕、又は模様替若しくは色彩の変更で、その範囲が外観の変更1/2以上のもの |
| 工作物[※]の建設等 ・工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 | ○高さ 10m 以上 ○上記の規模を超える工作物の外観を変更することとなる形状又は色彩の変更で、その範囲が外観の変更1/2以上のもの |
| | ○高さ 5m 以上かつ長さ 10m 以上の擁壁 ○対象の土地が 1,000 m ² 以上の太陽光発電施設 |
| 開発行為 | ○1,000 m ² 以上 |
| 土地の開墾等 | ○1,000 m ² 以上 |
| 木竹の伐採等 | ○1,000 m ² 以上 |
| 屋外における土石等の堆積 | ○500 m ² 以上 |

※本計画における「工作物」とは、次のものをいいます。

- (1) 煙突
- (2) 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの((11)に掲げるものを除く。)
- (3) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、物見塔、電波塔、鉄塔、高架水槽その他これらに類するもの
- (4) 門、塀、擁壁、垣、柵、金網その他これらに類するもの(その支持物を含む。)
- (5) ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔その他これらに類するもの
- (6) 自動車車庫の用途に供するもの
- (7) クラッシャープラント、コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類するもの
- (8) 石油、ガス、液化石油ガス、飼料、肥料、セメントその他これらに類するものを貯蔵するもの
- (9) 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設
- (10) 街灯、照明灯その他これらに類するもの
- (11) 電気供給若しくは有線電気通信のための電線路または空中線(その支持物を含む。)
- (12) 高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの
- (13) 橋梁、横断歩道橋、跨線橋その他これらに類するもの
- (14) 太陽光発電施設

(2) 適用除外

景観法第 16 条第 7 項の規定により次に掲げる行為については、「(1) 届出対象行為」に該当する場合であっても届出の対象外となります。

| 区分 | 適用除外 |
|-----------------------|---|
| 通常行為、軽易な行為、やむをえない行為 | ①通常の管理行為、軽易な行為等（第 1 号） <ul style="list-style-type: none"> ・ 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等 ・ 仮設の工作物の建設等 ・ 次に掲げる木竹の伐採 <ul style="list-style-type: none"> イ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採 ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採 ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採 ニ 仮植した木竹の伐採 ホ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採等（施行令第 8 条） ②非常災害時等の応急措置行為（第 2 号） |
| 許可を得て行う行為 | ③景観重要建造物について、景観行政団体の許可を受けて行う行為（第 3 号） |
| 景観計画に即して行われなければならない行為 | ④景観重要公共施設の整備として行われる行為（第 4 号） ⑤景観重要公共施設に関する占用の許可等を受けたもの（第 5 号） ⑥国立公園又は国定公園の区域内において、景観計画に基準が定められた自然公園法による許可を受けたもの（第 7 号） |
| 農振法の許可の対象となる行為 | ⑦景観農業振興地域整備計画の区域内の農用地区域内において、農振法の許可を受けて行う開発行為（第 6 号） |
| 景観地区内で行う行為 | ⑧景観地区内で行う建築物の建築等（第 8 号） ⑨景観地区内で行う工作物の建設等（第 9 号） |
| 地区計画内で行う行為 | ⑩地区計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築等の行為（第 10 号） |
| 政令や条例で定める行為 | ⑪その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為（第 11 号） （関ヶ原町景観条例第 10 条における適用除外） ・ 第 9 条に規定する行為以外の行為 |

(3) 重要眺望区域における届出対象行為

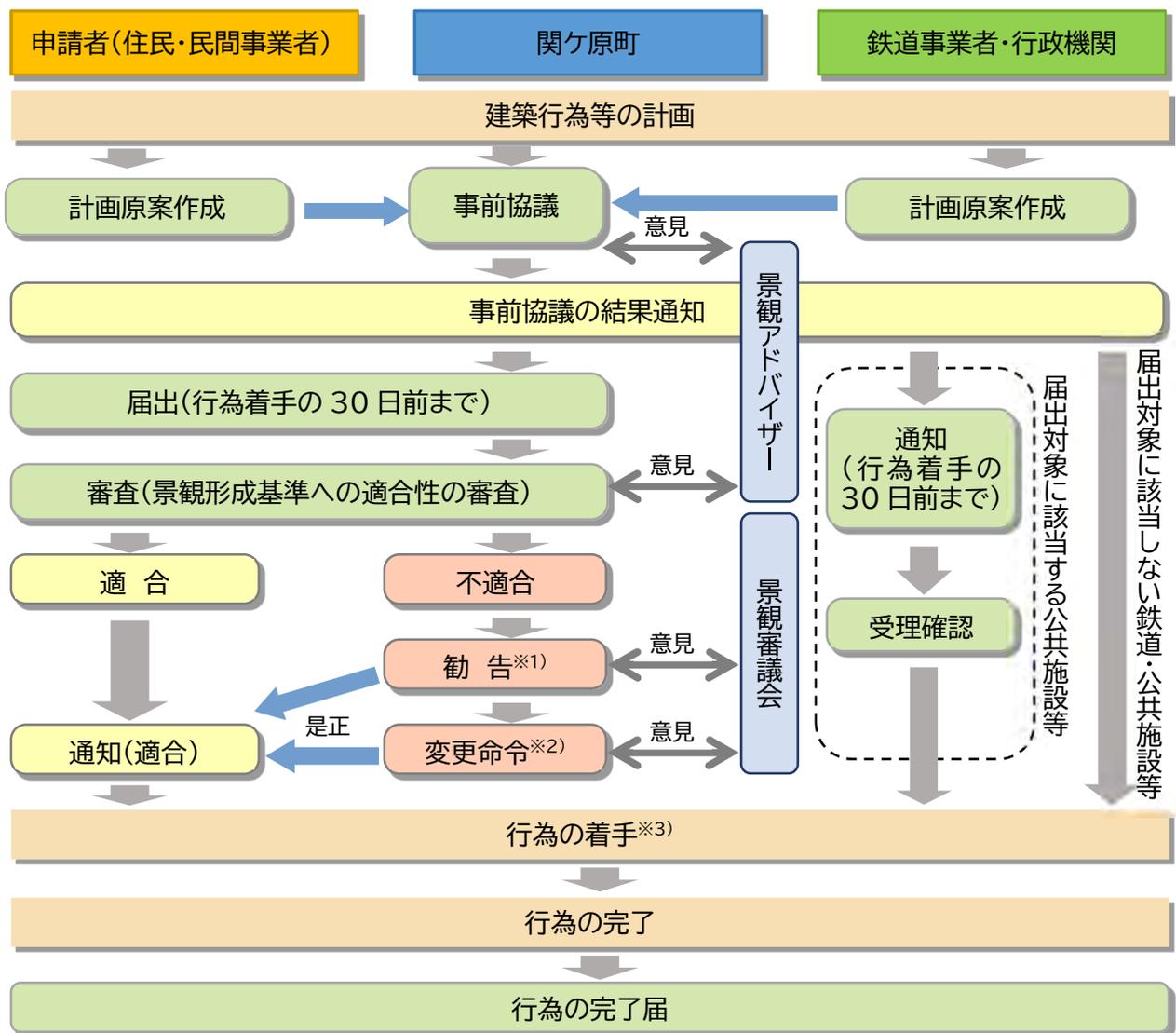
重要眺望区域の届出対象行為は、景観計画区域（町全域）に準じるものとします。

(4) 事前協議と届出の流れ

関ヶ原町景観計画における事前協議および届出の流れは次の通りです。関ヶ原町では、行為の届出にあたり、その前に事前協議を実施するものとしています。

これは、行為の内容を事前に「景観形成基準チェックシート」等により事業者や設計者等が自らチェックし、事前協議の中で行為に問題がないか確認をしておくものです。

また、関ヶ原町では、大規模な行為で地域の景観に大きく影響を与える可能性がある場合、景観への配慮方法について景観アドバイザーから意見を仰ぐことがあります。



- ※1 勧告
・勧告の期限 : 届出受理から 30 日以内
- ※2 変更命令
・変更命令 : 建築物・工作物の形態意匠のみ
・変更命令の期限: 届出受理から最大で 90 日以内で延長可能

- ※3 行為の着手
・景観法第 18 条により、届出後 30 日間(延長された場合はその期間)は行為に着手できない。ただし、適合の通知を受けた場合は着手可能

* 罰則 …景観法第 103 条:届出をしなかった場合または虚偽の届出をした場合…30 万円以下の罰金
景観法第 102 条:変更命令に従わなかった場合……………50 万円以下の罰金

■公共施設等の事前協議について

地域のシンボルとなり、景観への影響が大きい公共施設等については、事前協議により、景観への配慮を推進します。

【公共施設等の事前協議】

| | 届出対象行為 | 事前協議 |
|-------|------------------------|------------------------------------|
| 公共施設等 | 公共建築物・公共工作物 | ○景観計画区域の届出対象行為の範囲 |
| | 鉄道・公共施設 [※] 等 | ○事前協議はすべて対象 (ただし、緊急日常的補修工事等は除く) |

※ 公共施設:高架鉄道、高架道路、道路、公園、河川、橋りょう等

■届出の受付窓口

関ヶ原町 産業建設課 (関ヶ原町役場2階)

〒503-1592 関ヶ原町 大字関ヶ原 894-58

TEL : 0584-43-3054

FAX : 0584-43-3122

E-mail : sanken@town.sekigahara.gifu.jp

4. 景観形成基準

大規模な建築物や工作物は、景観に与える影響が大きいため、良好な景観を形成・保全するための配慮が必要です。

(1) 【A】 実施基準

大規模な建築物や工作物は、景観に与える影響が大きいため、良好な景観を形成・保全するための配慮が必要です。特に、色彩は良好な景観の形成・保全において重要な役割を果たしているため、景観計画区域全体において基準を設けます。

対象範囲: 景観計画区域(町全域)

【景観形成基準(行為の制限)】

| 対象物 | 実施基準 | | | | | | | | |
|-----------------|---|-----|-----|-------------|-----|-----------------|-----|--------|------|
| 建築物・工作物 (色彩) | <p>・大規模な建築物、工作物の色彩は、けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩とし、外壁の色彩制限は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="611 831 1372 1016"><thead><tr><th data-bbox="611 831 1031 871">色 彩</th><th data-bbox="1031 831 1372 871">彩 度</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="611 871 1031 918">R(赤系)～Y(黄系)</td><td data-bbox="1031 871 1372 918">6以下</td></tr><tr><td data-bbox="611 918 1031 967">GY(黄緑系)～RP(赤紫系)</td><td data-bbox="1031 918 1372 967">4以下</td></tr><tr><td data-bbox="611 967 1031 1016">N(無彩色)</td><td data-bbox="1031 967 1372 1016">制限なし</td></tr></tbody></table> <p>・着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられている部分の色彩、<u>見付面積の 1/10 未満</u>の範囲内で外観のアクセントカラーとして着色される部分の色彩、歴史的な由来のある色彩についてはこの限りではないこととする。</p> | 色 彩 | 彩 度 | R(赤系)～Y(黄系) | 6以下 | GY(黄緑系)～RP(赤紫系) | 4以下 | N(無彩色) | 制限なし |
| 色 彩 | 彩 度 | | | | | | | | |
| R(赤系)～Y(黄系) | 6以下 | | | | | | | | |
| GY(黄緑系)～RP(赤紫系) | 4以下 | | | | | | | | |
| N(無彩色) | 制限なし | | | | | | | | |

(2) 【B】 努力基準

関ヶ原町は、景観エリアごとに景観特性を有しているため、それぞれの景観特性に応じた配慮が必要です。努力基準を意識した行為とすることで、関ヶ原町の良好な景観の形成・保全の推進が図られます。

対象範囲:景観計画区域（ 関ヶ原南エリア／関ヶ原北エリア／今須エリア ）

◆関ヶ原南エリア

関ヶ原町南エリアは、旧街道沿いの町並みが残りながらも、JR 関ヶ原駅や名神高速道路関ヶ原インターチェンジのある関ヶ原町の玄関口であり、人々の活動や交通を中心とした景観を形成しています。

●調和に関すること

| 対象物および項目 | | 努力基準 |
|------------|--------------|--|
| 建築物 工作物 | 高さ | ・周辺環境に調和し、逸脱しない高さにする ・旧街道の町並みでは、3 階部分をセットバックするなど、通りからみたときの高さに配慮する |
| | 配置および 形状 | ・屋根形状に配慮し、背景の山並みを尊重する ・旧街道の町並みでは、建築物の壁面線が揃う配置にするなど、町並みの状況に応じた配置とする |
| | 素材・意匠 ・色彩 | ・ベースカラーは、落ち着いた色のある色彩とし、周辺環境に配慮する ・アクセントカラーを使用する場合は、色同士の調和や色彩の使用量のバランスを考慮し、効果的に用いる ・壁面が長大になる場合は、適度な分節や色彩に変化をつけるなど、圧迫感を軽減する工夫をするなどの配慮をする ・旧街道の町並みでは、瓦や漆喰壁等の旧街道らしい素材・色彩に配慮する |
| | 外構・設備 | ・周辺環境に調和した緑化を行う ・旧街道の町並みでは、通りに面する屋外設備には目隠しを設置するなどの工夫により配慮をする |
| 開発 行為等 | 開発行為 | ・周辺環境に調和する工夫をする |
| | 土石類の 採取 | ・採取地が周囲から目立たないように、採取位置および方法の工夫や敷地周辺において既存樹木の保全や緑化等の措置を行う |
| | 木竹の伐採 | ・周辺環境に調和する工夫をする |
| | 土石等の堆積 | ・周辺環境に調和する工夫をする |

●眺望に関すること

| 項目 | 努力基準 |
|----|--|
| 眺望 | ・旧中山道の宿場町や、旧東山道の宿駅、不破関等があり、旧街道らしい町並みを形成している。旧街道の町並みにおいては、通りからのみえ方に配慮する ・伊吹山や松尾山の稜線の分断を避けるなど、山並みに配慮する ・秋葉山の火祭り等の祭り・伝統行事を大切に、背景となる町並みや山並みに配慮する ・班女伝説や自害ヶ峯等の地域で継承されてきた伝説・伝承を大切に、関連する景観資源や周辺の町並みに配慮する |

◆関ヶ原北エリア

関ヶ原町北エリアは関ヶ原の戦いに関わる数多くの史跡を有しており、各陣跡の眺望からは、関ヶ原の戦いを想起できます。エリア北部では、起伏のある地形の上に形成された集落や田園の景観を形成しています。

●調和に関すること

| 対象物および項目 | | 努力基準 |
|------------|----------|--|
| 建築物 工作物 | 高さ | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境に調和し、逸脱しない高さにする ・旧街道の町並みでは、3階部分をセットバックするなど、通りからみたときの高さに配慮する |
| | 配置および形状 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋根形状に配慮し、背景の山並みを尊重する ・旧街道の町並みでは、建築物の壁面線が揃う配置にするなど、町並みの状況に応じた配置とする |
| | 素材・意匠・色彩 | <ul style="list-style-type: none"> ・ベースカラーは、落ち着きのある色彩とし、周辺環境に配慮する ・アクセントカラーを使用する場合は、色同士の調和や色彩の使用量のバランスを考慮し、効果的に用いる ・壁面が長大になる場合は、適度な分節や色彩に変化をつけるなど、圧迫感を軽減する工夫をするなどの配慮をする ・旧街道の町並みでは、瓦や漆喰壁等の旧街道らしい素材・色彩に配慮する |
| | 外構・設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境に調和した緑化を行う ・旧街道の町並みでは、通りに面する屋外設備には目隠しを設置するなどの工夫により配慮をする |
| 開発 行為等 | 開発行為 | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境に調和する工夫をする |
| | 土石類の採取 | <ul style="list-style-type: none"> ・採取地が周囲から目立たないように、採取位置および方法の工夫や敷地周辺において既存樹木の保全や緑化等の措置を行う |
| | 木竹の伐採 | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境に調和する工夫をする |
| | 土石等の堆積 | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境に調和する工夫をする |

●眺望に関すること

| 項目 | 努力基準 |
|----|--|
| 眺望 | <ul style="list-style-type: none"> ・旧街道らしい町並みの残る旧北国街道沿いにおいては、通りからのみえ方に配慮する ・伊吹山や松尾山の稜線の分断を避けるなど、山並みに配慮する ・関ヶ原合戦祭り等の祭り・伝統行事を大切にし、背景となる町並みや山並みに配慮する ・日本武尊伝説等の地域で継承されてきた伝説・伝承を大切にし、関連する景観資源や周辺の町並みに配慮する ・地形の変化が大きい地域では、見上げる・見下ろす視点を考慮するとともに、地域に残された石積に配慮する |

◆今須エリア

今須エリアにある旧中山道今須宿では、ベンガラ塗の建築物が点在しており、東西の文化を結ぶ景観を形成しています。また、農業や林業を生業として暮らす集落の景観が残されています。

●調和に関すること

| 対象物および項目 | | 努力基準 |
|------------|----------|---|
| 建築物 工作物 | 高さ | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境に調和し、逸脱しない高さにする ・旧街道の町並みでは、3階部分をセットバックするなど、通りから見たときの高さに配慮する |
| | 配置および形状 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋根形状に配慮し、背景の山並みを尊重する ・旧街道の町並みでは、建築物の壁面線が揃う配置にするなど、町並みの状況に応じた配置とする |
| | 素材・意匠・色彩 | <ul style="list-style-type: none"> ・ベースカラーは、落ち着きのある色彩とし、周辺環境に配慮する ・アクセントカラーを使用する場合は、色同士の調和や色彩の使用量のバランスを考慮し、効果的に用いる ・壁面が長大になる場合は、適度な分節や色彩に変化をつけるなど、圧迫感を軽減する工夫をするなどの配慮をする ・旧街道の町並みでは、ベンガラの建築物を尊重し、素材・意匠・色彩に配慮する |
| | 外構・設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境に調和した緑化を行う ・旧街道の町並みでは、通りに面する屋外設備には目隠しを設置するなどの工夫により配慮をする |
| 開発 行為等 | 開発行為 | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境に調和する工夫をする |
| | 土石類の採取 | <ul style="list-style-type: none"> ・採取地が周囲から目立たないように、採取位置および方法の工夫や敷地周辺において既存樹木の保全や緑化等の措置を行う |
| | 木竹の伐採 | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境に調和する工夫をする |
| | 土石等の堆積 | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境に調和する工夫をする |

●眺望に関すること

| 項目 | 努力基準 |
|----|---|
| 眺望 | <ul style="list-style-type: none"> ・旧中山道今須宿には、ベンガラ塗の建築物が点在して残る特有の景観が残る。旧中山道の町並みにおいては、ベンガラ塗の建築物と、通りからのみえ方に配慮する ・伊吹山の稜線の分断は避ける等、山並みに配慮する ・地域の祭り・伝統行事を大切に、背景となる町並みや山並みに配慮する ・寝物語の里や八房梅等の地域で継承されてきた伝説・伝承を大切に、関連する景観資源や周辺の町並みに配慮する |

(3) 【C】 配慮基準

重要眺望区域では、関ヶ原の戦いにおける陣跡相互の位置関係や旧街道の位置を確認できる視点場からの眺望の保全が重要です。眺望点からみえる良好な眺望景観の調和を図るため、配慮基準を定めます。配慮基準の適合には、視点場からの検討を行う必要があります。

重要眺望区域:関ヶ原古戦場への眺望

《共通配慮基準》

重要眺望区域内における届出対象行為は、共通配慮基準により眺望の保全・形成を図ります。

【建築物・工作物の配慮基準】

| 項目 | 配慮基準 |
|----------|------------------------------|
| 高さ | ・エリアごとの高さ基準を超えないように配慮する |
| 配置および形状 | ・視点場から眺望要素に対して配慮した配置および形状とする |
| 素材・意匠・色彩 | ・眺望景観に配慮した素材・色彩・意匠を用いる |
| 外構・設備 | ・眺望景観との調和に配慮し、必要な緑化を行う |

【開発行為等の配慮基準】

| 項目 | 配慮基準 |
|--------|--|
| 開発行為 | ・視点場からの眺望に配慮したものであること |
| 土石類の採取 | ・採取地が周囲から目立たないように、採取位置および方法の工夫や敷地周辺において既存樹木の保全や緑化等の措置を行う |
| 木竹の伐採 | ・視点場からの眺望に配慮したものであること |
| 土石等の堆積 | ・視点場からの眺望に配慮したものであること |

《視点場別配慮基準》

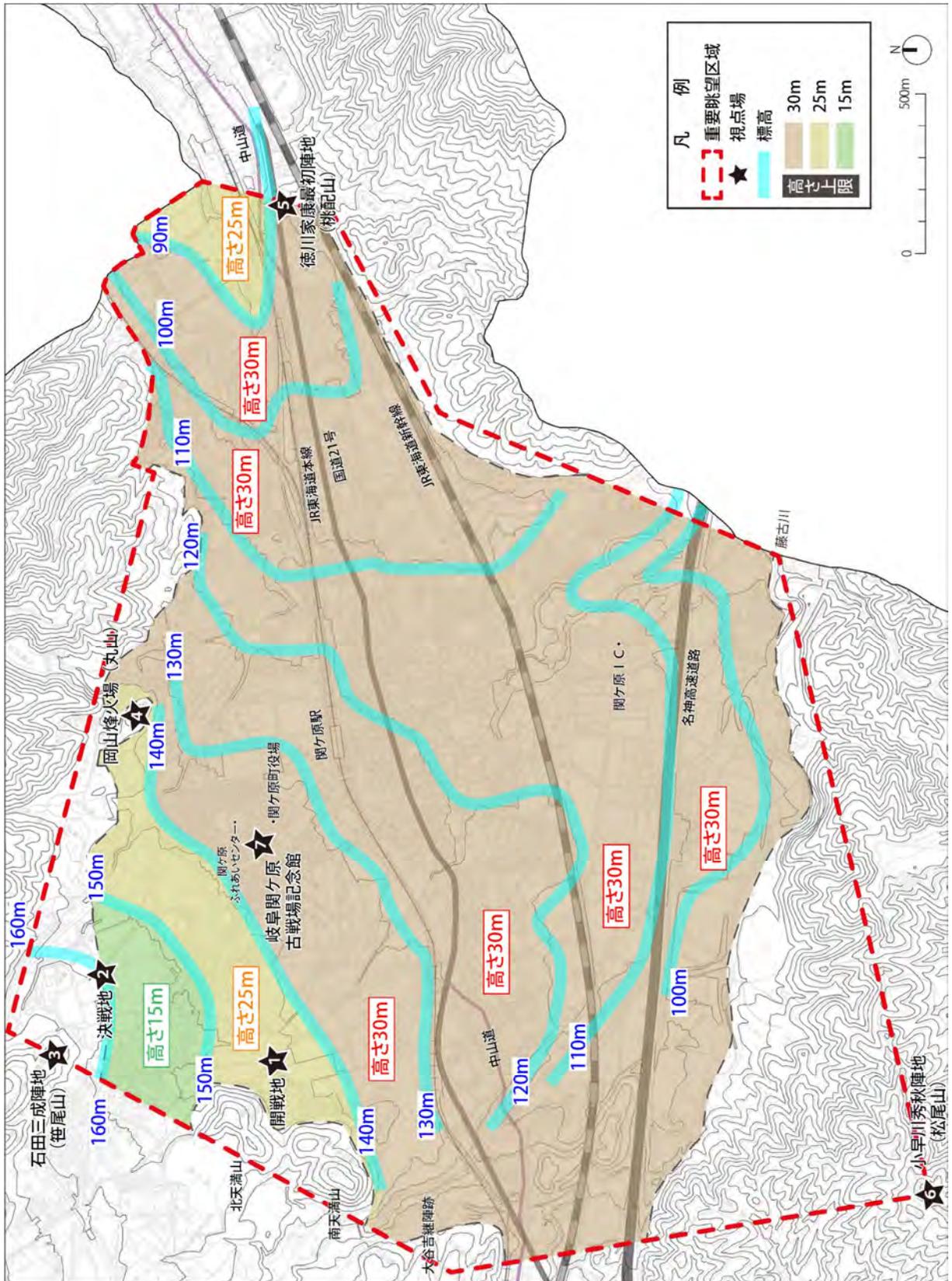
届出対象行為を行おうとする敷地がよく見える視点場を 1箇所以上 選定し、視点場別配慮基準により眺望の保全・形成を図ります。

| 視点場 | 配慮基準 |
|-------------------|--|
| 開戦地 | ・視点場からみたときの天満山麓の地形や天満山、松尾山や市街地を尊重し、高さや色彩について配慮する。 ・住宅の勾配屋根が並んでみえる町並みを尊重し、屋根形状に配慮する。 |
| 決戦地 | ・視点場からみたときの笹尾山麓地域の地形や笹尾山、天満山、松尾山、岡山烽火場や市街地を尊重し、高さや色彩について配慮する。 ・住宅の勾配屋根が並んでみえる町並みを尊重し、屋根形状に配慮する。 |
| 石田三成陣地 (笹尾山) | ・視点場からみたときの松尾山や市街地を尊重し、高さや色彩について配慮する。 |
| 岡山烽火場 (丸山) | ・視点場からみたときの松尾山や市街地を尊重し、高さや色彩について配慮する。 |
| 徳川家康最初陣地 (桃配山) | ・視点場からみたときの中山道の松並木や市街地を尊重し、高さや色彩について配慮する。 |
| 松尾山 | ・視点場からみたときの関ヶ原古戦場や伊吹山、市街地を尊重し、高さや色彩について配慮する。 |
| 岐阜関ヶ原古戦場記念館 | ・視点場となる展望台からみたときの旧北国街道や、徳川家康最後陣地をはじめとする関ヶ原古戦場や山並み、市街地を尊重し、高さや色彩について配慮する。 |

■高さ基準の考え方

関ヶ原町内の既存の大規模建築物の現況を踏まえ、高さの上限は30mとします。

【高さ基準】 視点場からの町並みライン高さ(上限 30m)



5. 届出等に必要な書類

建築物、工作物、開発行為等の届出対象行為における事前協議、届出に必要な書類は次の通りです。

(1) 届出、事前協議に必要な書類

| | 届出等 (様式番号) | 添付書類 | 記載する内容 |
|------------|---|--------------------------------------|---|
| 建築物 工作物 | 事前協議 (様式第2号) 行為及び変更の届出 (様式第1号) | 位置図 【縮尺:1/2, 500 以上】 | ・方位、施工箇所、道路、鉄道、目標となる土地建物、河川、用途地域名 |
| | | 配置図 縮尺: 1/100 以上 | ・方位、敷地境界線、敷地内の建築物等の位置及び規模、敷地に接する道路の位置及び幅員、外構施設の位置、材料及び面積 ・植栽の位置、種類、高さ及び本数 ・現況写真の撮影場所、方向 |
| | | 色彩が施された 2面以上の立面図 【縮尺: 1/50 以上】 | ・壁面及び屋根の仕上材及び色彩 ・開口部、付属設備、軒等の位置及び形状 ・屋外広告物の表示又は設置の位置及び形状 |
| | | 写真 | ・当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示すカラー写真 |
| | | 景観形成基準 チェックシート | ・景観形成基準に対する具体的な配慮・工夫等の内容 |
| 開発行為 等 | 事前協議 (様式第2号) 行為及び変更の届出 (様式第1号) | 位置図 【縮尺:1/2, 500 以上】 | ・方位、施工箇所、道路、鉄道、目標となる土地建物、河川、用途地域名 |
| | | 配置図 縮尺: 1/100 以上 | ・方位、行為地の位置と既存建築物又は工作物の位置、建築設備、外構施設の位置、材料及び面積 ・植栽の位置、種類、高さ及び本数 ・現況写真の撮影場所、方向 |
| | | 写真 | ・当該敷地及び当該敷地の周辺の状況がわかるカラー写真 |
| | | 景観形成基準 チェックシート | ・景観形成基準に対する具体的な配慮・工夫等の内容 |

(2) 公共施設等の事前協議に必要な書類

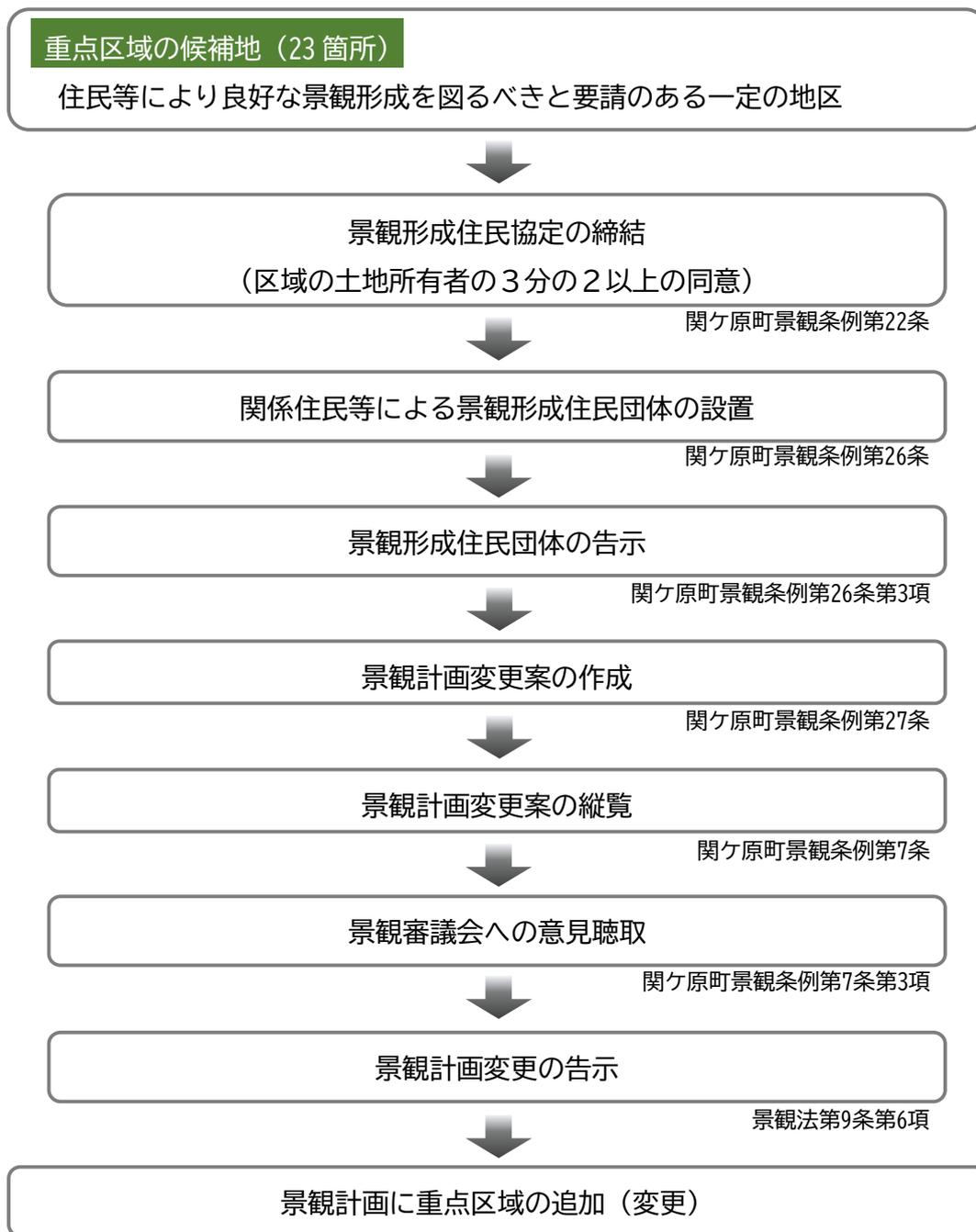
| | 届出等 (様式番号) | 添付書類 | 記載する内容 |
|------------|-----------------|--------------------------------------|---|
| 建築物 工作物 | 事前協議 (様式第3号) | 位置図 【縮尺:1/2, 500 以上】 | ・方位、施工箇所、道路、鉄道、目標となる土地建物、河川、用途地域名 |
| | | 配置図 縮尺: 1/100 以上 | ・方位、敷地境界線、敷地内の建築物等の位置及び規模、敷地に接する道路の位置及び幅員、外構施設の位置、材料及び面積 ・植栽の位置、種類、高さ及び本数 ・現況写真の撮影場所、方向 |
| | | 色彩が施された 2面以上の立面図 【縮尺: 1/50 以上】 | ・壁面及び屋根の仕上材及び色彩 ・開口部、付属設備、軒等の位置及び形状 ・屋外広告物の表示又は設置の位置及び形状 |
| | | 写真 | ・当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示すカラー写真 |
| | | 景観形成基準 チェックシート | ・景観形成基準に対する具体的な配慮・工夫等の内容 |

※ 添付書類のうち、図面の縮尺は行為の規模や方位等により町長が適当と認めるものに代えることができます。

6. 重点区域への移行

関ヶ原町景観計画では、町全域での景観の水準を向上させるために、先導的役割を果たすモデル区域として重点区域を位置付けています。現在、23箇所の重点区域の候補地を指定しており、住民等の意見を踏まえて、今後、重点区域への指定を検討します。

重点区域への指定の流れは次の通りです。



7. 届出様式等

届出に必要な添付書類として、次届出様式等を次頁以降に掲載します。

- ・ 景観計画区域内における（行為／行為の変更）の届出書（様式第1号）
- ・ 事前申請書（様式第2号）
- ・ 事前協議書（様式第3号）
- ・ 景観形成基準チェックシート
- ・ 景観形成基準チェックシート（記入例）

第1号様式（第3条関係）

| | | | |
|---|--------------|--|------------------|
| 景観計画区域内における 行為の変更 の届出書 | | 年 月 日 | |
| 関ヶ原町長 | | | |
| 届出者 住所（法人にあつては主たる事務所等の所在地） | | | |
| 氏名（法人にあつては代表者氏名） | | | |
| ⑩ | | | |
| 電話番号 | | | |
| 景観法第16条 第1項 第2項 の規定により、関係書類を添えて次の通り届け出ます。 | | | |
| 区域 | 重要眺望区域 | | |
| | 重点区域 | | |
| | それ以外 | | |
| 行為の場所 | | 関ヶ原町 | |
| 敷地面積 | | . m ² | |
| 行為の 種類 | 建築物 工作物 | 新築・新設・増築・改築・移転 外観の変更（修繕・模様替え・色彩の変更） | |
| | 着手予定日 | 年 月 日 | |
| | | 用途 | |
| | | 開発 | |
| | | 開発行為・土石類の採取 竹木の伐採・土石等の堆積 | |
| | | 完了予定日 | |
| | | 年 月 日 | |
| 代理者等 | 代理者 | 所在地 〒 | |
| | | 事務所名 | |
| | | 建築士事務所（ ）知事登録第 号 | |
| | | 建築士氏名 | |
| | | | 資格（ ）建築士（ ）登録第 号 |
| | | | 電話番号 |
| | 設計者 | 所在地 〒 | |
| | | 事務所名 | |
| | | 建築士事務所（ ）知事登録第 号 | |
| | | 建築士氏名 | |
| | | | 資格（ ）建築士（ ）登録第 号 |
| | | | 電話番号 |
| 工事施工者 | 所在地 〒 | | |
| | 事務所名・氏名 | | |
| | 建築業の許可（ ）第 号 | | |
| | 電話番号 | | |
| 処理欄 | | | |
| ※記入しないでください | | | |

- 備考 (1) 行為の種類に該当の事項に○印を記入し、別紙の該当箇所に記入して下さい。
 (2) 添付書類のうち、図面の縮尺は行為の規模や位置等により町長が適当と認めるものに代えることができます。
- 添付書類 (1) 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺2500分の1以上のもの
 (2) 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
 (3) 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺100分の1以上のもの
 (4) 当該敷地内における建築物又は工作物の色彩が施された2面以上の立面図で縮尺50分の1以上のもの
 (5) 別紙

(別 紙)

| 行為の種類 | | 行為の内容 | | | | |
|-----------------------------|--|------------------|----------------------------|----------------|------------------|---------------|
| 建築物 | 新築 増築 改築 移転 外観の変更 修繕 模様替え 色彩の変更 | 用途 | | 構造 | 造 | |
| | | 延べ面積 | m ² (うち増改築部分の面積 | | m ²) | |
| | | 高さ | m | | | |
| | | 階数 | 地上 | 階 | 地下 | 階 |
| | | 仕 様 | 区分 | 仕上げ (材料・方法) | | 色彩 (マンセル値) |
| | | | 屋根 | | | |
| | | | 外壁 | | | |
| | | | 開口部 | | | |
| | | | アクセント 部分 | | | |
| | | 屋外に設置する 建築設備等 | | | | |
| 屋外広告物の有無 | | 有 ・ 無 | | | | |
| 修繕若しくは模様替え又は 色彩の変更に関する事項 | | 立面の各部位の合計面積 | | | m ² | |
| | | 外観の変更にかかる部分の見付面積 | | | m ² | |

| 行為の種類 | | 行為の内容 | | | | |
|------------------|--|-----------------------------|----------------------------|----------------|------------------|---------------|
| 工作物 | 新設 増築 改築 移転 外観の変更 修繕 模様替え 色彩の変更 | 種類 | | 構造 | 造 | |
| | | 見付面積 | m ² (うち増改築部分の面積 | | m ²) | |
| | | 高さ | m | | | |
| | | 仕 様 | 区分 | 仕上げ (材料・方法) | | 色彩 (マンセル値) |
| | | | 基本部分 | | | |
| | | | アクセント 部分 | | | |
| | | 修繕若しくは模様替え又は 色彩の変更に関する事項 | | 立面の各部位の合計面積 | | |
| 外観の変更にかかる部分の見付面積 | | | | m ² | | |

| | | | |
|-----|--------|-------|----------------|
| 開 発 | 開発行為 | 行為の面積 | m ² |
| | 土石遂の採取 | 行為の面積 | m ² |
| | 竹木の伐採 | 行為の面積 | m ² |
| | 土石等の堆積 | 行為の面積 | m ² |

- 備 考 (1) 該当する行為の種類のカラムに該当事項を記入してください。
 (2) 設計、施工方法についての変更があった場合に変更の届出が必要となります。変更箇所について上段に変更後を赤字、下段に変更前を黒字にて記入してください。

第2号様式（第4条関係）

| | | | |
|----------------------------|------------|--|-----------------------------------|
| 事前申請書 | | | |
| 関ヶ原町長 | | 年 月 日 | |
| 協議者 住所（法人にあっては主たる事務所等の所在地） | | | |
| 氏名（法人にあっては代表者氏名） | | | |
| ⑩ | | | |
| 電話番号 | | | |
| 区域 | 重要眺望区域 | | |
| | 重点区域 | | |
| | それ以外 | | |
| 行為の場所 | | 関ヶ原町 | |
| 敷地面積 | | . m ² | 用途 |
| 種類 行為の | 建築物 工作物 | 新築・新設・増築・改築・移転 外観の変更（修繕・模様替え・色彩の変更） | 開発 開発行為・土石類の採取 竹木の伐採・土石等の堆積 |
| | 着手予定日 | 年 月 日 | 完了予定日 年 月 日 |
| 代理者等 | 代理者 | 所在地 〒 | |
| | | 事務所名 建築士事務所（ ）知事登録第 号 | |
| | | 建築士氏名 資格（ ）建築士（ ）登録第 号 | |
| | | 電話番号 | |
| | 設計者 | 所在地 〒 | |
| | | 事務所名 建築士事務所（ ）知事登録第 号 | |
| | | 建築士氏名 資格（ ）建築士（ ）登録第 号 | |
| | | 電話番号 | |
| | 工事施工者 | 所在地 〒 | |
| | | 事務所名・氏名 | |
| | | 建築業の許可（ ）第 号 | |
| | | 電話番号 | |
| 処理欄 | | | |
| ※記入しないでください | | | |

- 備考 (1) 行為の種類に該当の事項に○印を記入し、別紙の該当箇所に記入して下さい。
- (2) 添付書類のうち、図面の縮尺は行為の規模や位置等により町長が適当と認めるものに代えることができます。
- 添付書類 (1) 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺 2500 分の 1 以上のもの
- (2) 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- (3) 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの
- (4) 当該敷地内における建築物又は工作物の色彩が施された 2 面以上の立面図で縮尺 50 分の 1 以上のもの
- (5) 別紙

(別 紙)

| 行為の種類 | | 行為の内容 | | | | |
|-----------------------------|--|------------------|----------------------------|----------------|------------------|---------------|
| 建築物 | 新築 増築 改築 移転 外観の変更 修繕 模様替え 色彩の変更 | 用途 | | 構造 | 造 | |
| | | 延べ面積 | m ² (うち増改築部分の面積 | | m ²) | |
| | | 高さ | m | | | |
| | | 階数 | 地上 | 階 | 地下 | 階 |
| | | 仕 様 | 区分 | 仕上げ (材料・方法) | | 色彩 (マンセル値) |
| | | | 屋根 | | | |
| | | | 外壁 | | | |
| | | | 開口部 | | | |
| | | | アクセント 部分 | | | |
| | | 屋外に設置する 建築設備等 | | | | |
| 屋外広告物の有無 | | 有 ・ 無 | | | | |
| 修繕若しくは模様替え又は 色彩の変更に関する事項 | | 立面の各部位の合計面積 | | | m ² | |
| | | 外観の変更にかかる部分の見付面積 | | | m ² | |

| | | | | | | | |
|-----|--|-----------------------------|----------------------------|------------------|------------------|---------------|----------------|
| 工作物 | 新設 増築 改築 移転 外観の変更 修繕 模様替え 色彩の変更 | 種類 | | 構造 | 造 | | |
| | | 見付面積 | m ² (うち増改築部分の面積 | | m ²) | | |
| | | 高さ | m | | | | |
| | | 仕 様 | 区分 | 仕上げ (材料・方法) | | 色彩 (マンセル値) | |
| | | | 基本部分 | | | | |
| | | | アクセント 部分 | | | | |
| | | 修繕若しくは模様替え又は 色彩の変更に関する事項 | | 立面の各部位の合計面積 | | | m ² |
| | | | | 外観の変更にかかる部分の見付面積 | | | m ² |

| | | | |
|-----|--------|-------|----------------|
| 開 発 | 開発行為 | 行為の面積 | m ² |
| | 土石遂の採取 | 行為の面積 | m ² |
| | 竹木の伐採 | 行為の面積 | m ² |
| | 土石等の堆積 | 行為の面積 | m ² |

備 考 (1) 該当する行為の種類のカラムに該当事項を記入してください。

第3号様式 (第5条関係)

| | | | |
|-----------------------------|------------|---|----------------------|
| 事前協議書 | | | |
| 関ヶ原町長 | | 年 月 日 | |
| 協議者 住所 (法人にあつては主たる事務所等の所在地) | | | |
| 氏名 (法人にあつては代表者氏名) | | | |
| ◎ | | | |
| 電話番号 | | | |
| 区域 | 重要眺望区域 | | |
| | 重点区域 | | |
| | それ以外 | | |
| 行為の場所 | | 関ヶ原町 | |
| 敷地面積 | | . m ² | 用途 |
| 種類 行為の | 建築物 工作物 | 新築・新設・増築・改築・移転 外観の変更 (修繕・模様替え・色彩の変更) | |
| | 着手予定日 | 年 月 日 | 完了予定日 年 月 日 |
| 代理者等 | 代理者 | 所在地 〒 | |
| | | 事務所名 | 建築士事務所 () 知事登録第 号 |
| | | 建築士氏名 | 資格 () 建築士 () 登録第 号 |
| | | 電話番号 | |
| | 設計者 | 所在地 〒 | |
| | | 事務所名 | 建築士事務所 () 知事登録第 号 |
| | | 建築士氏名 | 資格 () 建築士 () 登録第 号 |
| | | 電話番号 | |
| | 工事施工者 | 所在地 〒 | |
| | | 事務所名・氏名 | |
| | | 建築業の許可 () 第 号 | |
| | | 電話番号 | |
| 処理欄 | | | |
| ※記入しないでください | | | |

- 備考 (1) 行為の種類に該当の事項に○印を記入し、別紙の該当箇所に記入して下さい。
- (2) 添付書類のうち、図面の縮尺は行為の規模や位置等により町長が適当と認めるものに代えることができます。
- 添付書類 (1) 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺 2500 分の 1 以上のもの
- (2) 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- (3) 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの
- (4) 当該敷地内における建築物又は工作物の色彩が施された 2 面以上の立面図で縮尺 50 分の 1 以上のもの
- (5) 別紙

(別 紙)

| 行為の種類 | | 行為の内容 | | | | |
|-----------------------------|--|------------------|----------------|------------------------------|----------------|---------------|
| 建築物 | 新築 増築 改築 移転 外観の変更 修繕 模様替え 色彩の変更 | 用途 | | 構造 | 造 | |
| | | 延べ面積 | m ² | (うち増改築部分の面積 m ²) | | |
| | | 高さ | m | | | |
| | | 階数 | 地上 | 階 | 地下 | 階 |
| | | 仕 様 | 区分 | 仕上げ (材料・方法) | | 色彩 (マンセル値) |
| | | | 屋根 | | | |
| | | | 外壁 | | | |
| | | | 開口部 | | | |
| | | | アクセント 部分 | | | |
| | | 屋外に設置する 建築設備等 | | | | |
| 屋外広告物の有無 | | 有 ・ 無 | | | | |
| 修繕若しくは模様替え又は 色彩の変更に関する事項 | | 立面の各部位の合計面積 | | | m ² | |
| | | 外観の変更にかかる部分の見付面積 | | | m ² | |

| 行為の種類 | | 行為の内容 | | | | |
|-----------------------|--|-----------------------------|----------------|------------------------------|---|---------------|
| 工作物 (高架道路、高架鉄道を除く) | 新設 増築 改築 移転 外観の変更 修繕 模様替え 色彩の変更 | 種類 | | 構造 | 造 | |
| | | 見付面積 | m ² | (うち増改築部分の面積 m ²) | | |
| | | 高さ | m | | | |
| | | 仕 様 | 区分 | 仕上げ (材料・方法) | | 色彩 (マンセル値) |
| | | | 基本部分 | | | |
| | | | アクセント 部分 | | | |
| | | 修繕若しくは模様替え又は 色彩の変更に関する事項 | | 立面の各部位の合計面積 | | |
| 外観の変更にかかる部分の見付面積 | | | | m ² | | |

| | | |
|--------------------------------------|------|--|
| 高架鉄道、高架道路、道路、 公園、河川、橋梁、 その他の施設 | 施設区分 | |
| | 行為区分 | |
| | 面積 | |
| | 工事概要 | |

[備考]

備考 (1) 該当する行為の種類のカラムに該当事項を記入してください。

《景観形成基準チェックシート》

| | | | |
|--------|----------------------------------|----------------------------------|---------------------------------------|
| 届出者の氏名 | | | |
| 行為の場所 | | | |
| 行為の種類 | <input type="checkbox"/> 建築物の建築等 | <input type="checkbox"/> 工作物の建設等 | <input type="checkbox"/> 開発行為 |
| | <input type="checkbox"/> 土地の開墾等 | <input type="checkbox"/> 木竹の伐採等 | <input type="checkbox"/> 屋外における土石等の堆積 |

○行為を行う場所について、該当するものにチェックして下さい。

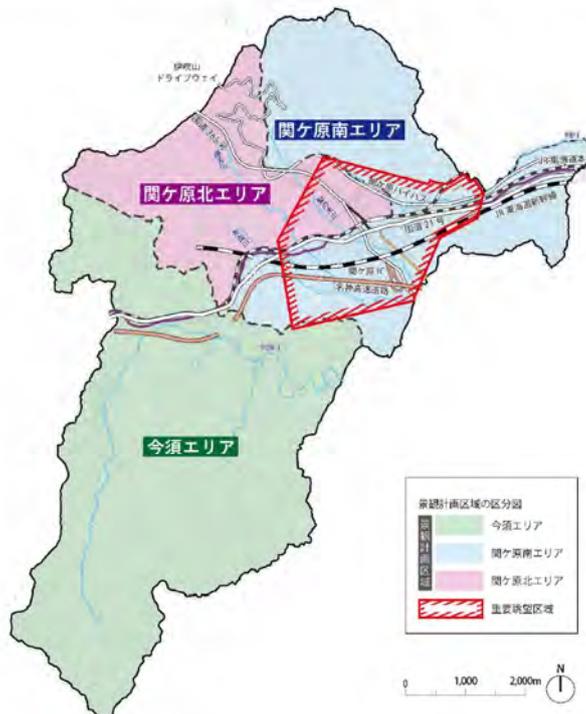
| | | | |
|--------------|--|--|---|
| 景観エリア | <input type="checkbox"/> 関ヶ原北エリア <input type="checkbox"/> 関ヶ原南エリア <input type="checkbox"/> 今須エリア | | |
| 重要眺望区域の範囲 | <input type="checkbox"/> 重要眺望区域 | | |
| | [主要な視点場] ※1箇所以上を選定し、配慮基準を検討 <input type="checkbox"/> 開戦地 <input type="checkbox"/> 決戦地 <input type="checkbox"/> 石田三成陣地（笹尾山） <input type="checkbox"/> 岡山烽火場（丸山） <input type="checkbox"/> 徳川家康最初陣地（桃配山） <input type="checkbox"/> 小早川秀秋陣地（松尾山） <input type="checkbox"/> 岐阜関ヶ原古戦場記念館 | | |
| 背景や周辺にみられる景観 | 【自然的】 | <input type="checkbox"/> 河川 | <input type="checkbox"/> 山地・丘陵地 <input type="checkbox"/> 田園 |
| | 【歴史的】 | <input type="checkbox"/> 史跡 | <input type="checkbox"/> 寺社 <input type="checkbox"/> 旧街道等の町並み |
| | 【都市的】 | <input type="checkbox"/> 住宅地 | <input type="checkbox"/> 商業地 <input type="checkbox"/> 工業地 |
| | | <input type="checkbox"/> 高速道路・幹線道路 <input type="checkbox"/> 鉄道・新幹線 <input type="checkbox"/> 公園・レクリエーション施設 | |

○行為を行う場所周辺の景観特性について、該当するものにチェックして下さい。

※（）内は関ヶ原町景観計画での掲載ページ

| | | |
|---------------|--|---|
| 関ヶ原古戦場の景観 | <input type="checkbox"/> 東軍・西軍の陣跡（P.9） | <input type="checkbox"/> 関ヶ原の戦いに係る遺構（P.10） |
| 東西を結ぶ交通の景観 | <input type="checkbox"/> 旧街道の町並み（P.11） | <input type="checkbox"/> 高速道路・幹線道路（P.13） |
| | <input type="checkbox"/> 鉄道・新幹線（P.13） | <input type="checkbox"/> 大規模工場（P.14） |
| 農林業の営みを感じる景観 | <input type="checkbox"/> 河川（P.15） | <input type="checkbox"/> ため池（P.15） <input type="checkbox"/> その他水の景観（P.15） |
| | <input type="checkbox"/> 田園（P.16） | <input type="checkbox"/> 山林（P.17） |
| 心に残る関ヶ原町らしい眺め | <input type="checkbox"/> 伊吹山への眺望（P.19） | <input type="checkbox"/> 祭り・伝統行事（P.20） <input type="checkbox"/> 伝説地（P.21） |

【景観エリアと区域区分】



○景観計画区域

【A】実施基準

| | 景観形成基準 | 具体的な配慮・工夫の内容 | 適否 | | | | | | | | |
|-----------------|--|--------------|-----|-------------|-----|-----------------|-----|--------|------|--|--|
| 色彩 | <input type="checkbox"/> 大規模な建築物、工作物の色彩は、けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩とし、外壁の色彩制限は次のとおりとする <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>色 彩</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R(赤系)～Y(黄系)</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>GY(黄緑系)～RP(赤紫系)</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>N(無彩色)</td> <td>制限なし</td> </tr> </tbody> </table> | 色 彩 | 彩 度 | R(赤系)～Y(黄系) | 6以下 | GY(黄緑系)～RP(赤紫系) | 4以下 | N(無彩色) | 制限なし | | |
| | 色 彩 | 彩 度 | | | | | | | | | |
| R(赤系)～Y(黄系) | 6以下 | | | | | | | | | | |
| GY(黄緑系)～RP(赤紫系) | 4以下 | | | | | | | | | | |
| N(無彩色) | 制限なし | | | | | | | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられている部分の色彩、見付面積の1/10未満の範囲内で外観のアクセントカラーとして着色される部分の色彩、歴史的な由来のある色彩についてはこの限りではないこととする | | | | | | | | | | |

【B】努力基準

| | 景観形成基準 | 具体的な配慮・工夫の内容 | 適否 |
|----------|----------|---|----|
| 配慮に関すること | 高さ | <input type="checkbox"/> 周辺環境に調和し、逸脱しない高さにする <input type="checkbox"/> 旧街道の町並みでは、3階部分をセットバックするなど、通りからみたときの高さに配慮する | |
| | 配置および形状 | <input type="checkbox"/> 屋根形状に配慮し、背景の山並みを尊重する <input type="checkbox"/> 旧街道の町並みでは、建築物の壁面線が揃う配置にするなど、町並みの状況に応じた配置とする | |
| | 素材・意匠・色彩 | <input type="checkbox"/> ベースカラーは、落ち着きのある色彩とし、周辺環境に配慮する <input type="checkbox"/> アクセントカラーを使用する場合は、色同士の調和や色彩の使用量のバランスを考慮し、効果的に用いる <input type="checkbox"/> 壁面が長大になる場合は、適度な分節や色彩に変化をつけるなど、圧迫感を軽減する工夫をするなどの配慮をする <input type="checkbox"/> 旧街道の町並みでは、瓦や漆喰壁等の旧街道らしい素材・色彩に配慮する <input type="checkbox"/> 旧街道の町並みでは、ベンガラの建築物を尊重し、素材・意匠・色彩に配慮する | |
| | 外構・設備 | <input type="checkbox"/> 周辺環境に調和した緑化を行う <input type="checkbox"/> 旧街道の町並みでは、通りに面する屋外設備には目隠しを設置するなどの工夫により配慮をする | |
| | 開発行為 | <input type="checkbox"/> 周辺環境に調和する工夫をする | |
| | 土石類の採取 | <input type="checkbox"/> 採取地が周囲から目立たないように、採取位置および方法の工夫や敷地周辺において既存樹木の保全や緑化等の措置を行う | |
| | 木竹の伐採 | <input type="checkbox"/> 周辺環境に調和する工夫をする | |
| | 土石等の堆積 | <input type="checkbox"/> 周辺環境に調和する工夫をする | |

| | 景観形成基準 | | 具体的な配慮・工夫の内容 | 適否 |
|--------------|--|------|--------------|----|
| 眺望に 関すること | <input type="checkbox"/> 旧中山道の宿場町や、旧東山道の宿駅、不破関等があり、旧街道らしい町並みを形成している。旧街道の町並みにおいては、通りからのみえ方に配慮する <input type="checkbox"/> 伊吹山や松尾山の稜線の分断を避けるなど、山並みに配慮する <input type="checkbox"/> 秋葉山の火祭り等の祭り・伝統行事を大切にし、背景となる町並みや山並みに配慮する <input type="checkbox"/> 班女伝説や自害ヶ峯等の地域で継承されてきた伝説・伝承を大切にし、関連する景観資源や周辺の町並みに配慮する | 関ヶ原南 | | |
| | <input type="checkbox"/> 旧街道らしい町並みの残る旧北国街道沿いにおいては、通りからのみえ方に配慮する <input type="checkbox"/> 伊吹山や松尾山の稜線の分断を避けるなど、山並みに配慮する <input type="checkbox"/> 関ヶ原合戦祭り等の祭り・伝統行事を大切にし、背景となる町並みや山並みに配慮する <input type="checkbox"/> 日本武尊伝説等の地域で継承されてきた伝説・伝承を大切にし、関連する景観資源や周辺の町並みに配慮する <input type="checkbox"/> 地形の変化が大きい地域では、見上げる・見下ろす視点を考慮するとともに、地域に残された石積に配慮する | 関ヶ原北 | | |
| | <input type="checkbox"/> 旧中山道今須宿には、ベンガラ塗の建築物が点在して残る特有の景観が残る。旧中山道の町並みにおいては、ベンガラ塗の建築物と、通りからのみえ方に配慮する <input type="checkbox"/> 伊吹山の稜線の分断は避ける等、山並みに配慮する <input type="checkbox"/> 地域の祭り・伝統行事を大切にし、背景となる町並みや山並みに配慮する <input type="checkbox"/> 寝物語の里や八房梅等の地域で継承されてきた伝説・伝承を大切にし、関連する景観資源や周辺の町並みに配慮する | 今須 | | |

□重要眺望区域

【C-1】共通配慮基準

| 景観形成基準 | | 具体的な配慮・工夫の内容 | 適否 |
|-----------------|--|--------------|----|
| 高さ | □ エリアごとの高さ基準を超えないように配慮する | | |
| 配置 および 形状 | □ 視点場から眺望要素に対して配慮した配置および形状とする | | |
| 素材・意匠 ・色彩 | □ 眺望景観に配慮した素材・色彩・意匠を用いる | | |
| 外構・設備 | □ 眺望景観との調和に配慮し、必要な緑化を行う | | |
| 開発 行為 | □ 視点場からの眺望に配慮したものであること | | |
| 土石類 の採取 | □ 採取地が周囲から目立たないよう、採取位置および方法の工夫や敷地周辺において既存樹木の保全や緑化等の措置を行う | | |
| 木竹の 伐採 | □ 視点場からの眺望に配慮したものであること | | |
| 土石等 の堆積 | □ 視点場からの眺望に配慮したものであること | | |

【C-2】視点場別配慮基準

| 視点場 | 景観形成基準 | 具体的な配慮・工夫の内容 | 適否 |
|-----------------|--|--------------|----|
| □ 開戦地 | □ 視点場からみたときの天満山麓の地形や天満山、松尾山や市街地を尊重し、高さや色彩について配慮する □ 住宅の勾配屋根が並んでみえる町並みを尊重し、屋根形状に配慮する | | |
| □ 決戦地 | □ 視点場からみたときの笹尾山麓地域の地形や笹尾山、天満山、松尾山、岡山烽火場や市街地を尊重し、高さや色彩について配慮する □ 住宅の勾配屋根が並んでみえる町並みを尊重し、屋根形状に配慮する | | |
| □ 石田三成陣地(笹尾山) | □ 視点場からみたときの松尾山や市街地を尊重し、高さや色彩について配慮する | | |
| □ 岡山烽火場(丸山) | □ 視点場からみたときの松尾山や市街地を尊重し、高さや色彩について配慮する | | |
| □ 徳川家康最初陣地(柳瀬山) | □ 視点場からみたときの中山道の松並木や市街地を尊重し、高さや色彩について配慮する | | |
| □ 松尾山 | □ 視点場からみたときの関ヶ原古戦場や伊吹山、市街地を尊重し、高さや色彩について配慮する | | |
| □ 岐阜関ヶ原古戦場記念館 | □ 視点場となる展望台からみたときの旧北国街道や、徳川家康最後陣地をはじめとする関ヶ原古戦場や山並み、市街地を尊重し、高さや色彩について配慮する | | |

《記入例》

記入例

《景観形成基準チェックシート》

| | | | |
|--------|---|----------------------------------|---------------------------------------|
| 届出者の氏名 | 株式会社〇〇 代用取締役〇〇 | | |
| 行為の場所 | 岐阜県関ヶ原町〇〇〇 | | |
| 行為の種類 | <input checked="" type="checkbox"/> 建築物の建築等 | <input type="checkbox"/> 工作物の建設等 | <input type="checkbox"/> 開発行為 |
| | <input type="checkbox"/> 土地の開墾等 | <input type="checkbox"/> 木竹の伐採等 | <input type="checkbox"/> 屋外における土石等の堆積 |

〇行為を行う場所について、該当するものにチェックして下さい。

| | | | |
|--------------|--|--|--|
| 景観エリア | <input checked="" type="checkbox"/> 関ヶ原北エリア | <input type="checkbox"/> 関ヶ原南エリア | <input type="checkbox"/> 今須エリア |
| 重要眺望区域の範囲 | <input checked="" type="checkbox"/> 重要眺望区域 | | |
| | 【主要な視点場】 ※1箇所以上を選定し、配慮基準を検討 | | |
| | <input type="checkbox"/> 開戦地 | <input type="checkbox"/> 決戦地 | <input type="checkbox"/> 石田三成陣地（笹尾山） |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 岡山烽火場（丸山） | <input type="checkbox"/> 徳川家康最初陣地（桃配山） | |
| | <input type="checkbox"/> 小早川秀秋陣地（松尾山） <input type="checkbox"/> 岐阜関ヶ原古戦場記念館 | | |
| 背景や周辺にみられる景観 | 【自然的】 | <input checked="" type="checkbox"/> 河川 | <input checked="" type="checkbox"/> 山地・丘陵地 <input type="checkbox"/> 田園 |
| | 【歴史的】 | <input checked="" type="checkbox"/> 史跡 | <input type="checkbox"/> 寺社 <input type="checkbox"/> 旧街道等の町並み |
| | 【都市的】 | <input checked="" type="checkbox"/> 住宅地 | <input type="checkbox"/> 商業地 <input type="checkbox"/> 工業地 |
| | | <input type="checkbox"/> 高速道路・幹線道路 <input type="checkbox"/> 鉄道・新幹線 | |
| | <input type="checkbox"/> 公園・レクリエーション施設 | | |

〇行為を行う場所周辺の景観特性について、該当するものにチェックして下さい。

※（ ）内は関ヶ原町景観計画での掲載ページ

| | | |
|---------------|---|--|
| 関ヶ原古戦場の景観 | <input checked="" type="checkbox"/> 東軍・西軍の陣跡（P.9） | <input type="checkbox"/> 関ヶ原の戦いに係る遺構（P.10） |
| 東西を結ぶ交通の景観 | <input checked="" type="checkbox"/> 旧街道の町並み（P.11） | <input checked="" type="checkbox"/> 高速道路・幹線道路（P.13） |
| | <input type="checkbox"/> 鉄道・新幹線（P.13） | <input type="checkbox"/> 大規模工場（P.14） |
| 農林業の営みを感じる景観 | <input checked="" type="checkbox"/> 河川（P.15） | <input type="checkbox"/> ため池（P.15） <input type="checkbox"/> その他水の景観（P.15） |
| | <input type="checkbox"/> 田園（P.16） | <input type="checkbox"/> 山林（P.17） |
| 心に残る関ヶ原町らしい眺め | <input checked="" type="checkbox"/> 伊吹山への眺望（P.19） | <input type="checkbox"/> 祭り・伝統行事（P.20） <input checked="" type="checkbox"/> 伝説地（P.21） |

【景観エリアと区域区分】



○景観計画区域

【A】実施基準

| | 景観形成基準 | 具体的な配慮・工夫の内容 | 適否 | | | | | | | | |
|--|--|--------------|----|-------------|-----|-----------------|-----|--------|------|--|--|
| 色彩 | <input checked="" type="checkbox"/> 大規模な建築物、工作物の色彩は、けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩とし、外壁の色彩制限は次のとおりとする <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>色彩</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R(赤系)~Y(黄系)</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>GY(黄緑系)~RP(赤紫系)</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>N(無彩色)</td> <td>制限なし</td> </tr> </tbody> </table> | 色彩 | 彩度 | R(赤系)~Y(黄系) | 6以下 | GY(黄緑系)~RP(赤紫系) | 4以下 | N(無彩色) | 制限なし | <p>実施基準を遵守し、各部の色彩を下記の通りとした。</p> <p>屋根 : N4 外壁 : 10YR/4/2 開口部 : 10YR/3/1 アクセント部分 : 2.5BG/4/6</p> <p>アクセントカラーの使用量は下記の通りとした。 アクセントカラー使用部分 10㎡ 旧街道に面する見付面積 : 180㎡ アクセントカラーの使用割合 : 5.6%</p> | |
| | 色彩 | 彩度 | | | | | | | | | |
| R(赤系)~Y(黄系) | 6以下 | | | | | | | | | | |
| GY(黄緑系)~RP(赤紫系) | 4以下 | | | | | | | | | | |
| N(無彩色) | 制限なし | | | | | | | | | | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられている部分の色彩、見付面積の1/10未満の範囲内で外観のアクセントカラーとして着色される部分の色彩、歴史的な由来のある色彩についてはこの限りではないこととする | | | | | | | | | | | |

【B】努力基準

| | 景観形成基準 | 具体的な配慮・工夫の内容 | 適否 |
|----------|--|--|----|
| 配慮に関すること | 高さ <input checked="" type="checkbox"/> 周辺環境に調和し、逸脱しない高さにする <input type="checkbox"/> 旧街道の町並みでは、3階部分をセットバックするなど、通りからみたとときの高さに配慮する | 周辺の建築物から逸脱しない高さとした。 | |
| | 配置および形状 <input type="checkbox"/> 屋根形状に配慮し、背景の山並みを尊重する <input checked="" type="checkbox"/> 旧街道の町並みでは、建築物の壁面線が揃う配置にするなど、町並みの状況に応じた配置とする | 隣接する建築物との壁面位置を揃えるとともに、庇が連続する町並みに配慮し、1階部分に庇を取り付けた。 | |
| | 素材・意匠・色彩 <input checked="" type="checkbox"/> ベースカラーは、落ち着きのある色彩とし、周辺環境に配慮する <input checked="" type="checkbox"/> アクセントカラーを使用する場合は、色同士の調和や色彩の使用量のバランスを考慮し、効果的に用いる <input type="checkbox"/> 壁面が長大になる場合は、適度な分節や色彩に変化をつけるなど、圧迫感を軽減する工夫をするなどの配慮をする <input checked="" type="checkbox"/> 旧街道の町並みでは、瓦や漆喰壁等の旧街道らしい素材・色彩に配慮する <input type="checkbox"/> 旧街道の町並みでは、ベンガラの建築物を尊重し、素材・意匠・色彩に配慮する | 旧街道の町並みに配慮し、ブラウン系の色彩(10YR4/2)をベースカラーに使用した。 壁面広告物にはアクセントカラー(2.5BG4/6)を効果的に取り入れるとともに、一部木材等の自然素材を使用した。 | |
| | 外構・設備 <input checked="" type="checkbox"/> 周辺環境に調和した緑化を行う <input type="checkbox"/> 旧街道の町並みでは、通りに面する屋外設備には目隠しを設置するなどの工夫により配慮をする | 旧街道に面して設置する駐車場は、隣接する建築物との壁面位置を揃えるため緑化をした。 | |
| | 開発行為 <input type="checkbox"/> 周辺環境に調和する工夫をする | - | |
| | 土石類の採取 <input type="checkbox"/> 採取地が周囲から目立たないよう、採取位置および方法の工夫や敷地周辺において既存樹木の保全や緑化等の措置を行う | - | |
| | 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 周辺環境に調和する工夫をする | - | |
| | 土石等の堆積 <input type="checkbox"/> 周辺環境に調和する工夫をする | - | |

| | 景観形成基準 | 具体的な配慮・工夫の内容 | 適否 | |
|----------|---|--------------|--|--|
| 眺望に関すること | <input type="checkbox"/> 旧中山道の宿場町や、旧東山道の宿駅、不破関等があり、旧街道らしい町並みを形成している。旧街道の町並みにおいては、通りからのみえ方に配慮する <input type="checkbox"/> 伊吹山や松尾山の稜線の分断を避けるなど、山並みに配慮する <input type="checkbox"/> 秋葉山の火祭り等の祭り・伝統行事を大切にし、背景となる町並みや山並みに配慮する <input type="checkbox"/> 班女伝説や自害ヶ峯等の地域で継承されてきた伝説・伝承を大切にし、関連する景観資源や周辺の町並みに配慮する | 関ヶ原南 | — | |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 旧街道らしい町並みの残る旧北国街道沿いにおいては、通りからのみえ方に配慮する <input checked="" type="checkbox"/> 伊吹山や松尾山の稜線の分断を避けるなど、山並みに配慮する <input type="checkbox"/> 関ヶ原合戦祭り等の祭り・伝統行事を大切にし、背景となる町並みや山並みに配慮する <input checked="" type="checkbox"/> 日本武尊伝説等の地域で継承されてきた伝説・伝承を大切にし、関連する景観資源や周辺の町並みに配慮する <input type="checkbox"/> 地形の変化が大きい地域では、見上げる・見下ろす視点を考慮するとともに、地域に残された石積に配慮する | 関ヶ原北 | <i>地域の伝承に由来のある〇〇神社に配慮した色彩、意匠、配置等とした。</i> <i>背景に見える伊吹山への眺望を阻害しない高さ、配置、屋根形状とした。</i> | |
| | <input type="checkbox"/> 旧中山道今須宿には、ベンガラ塗の建築物が点在して残る特有の景観が残る。旧中山道の町並みにおいては、ベンガラ塗の建築物と、通りからのみえ方に配慮する <input type="checkbox"/> 伊吹山の稜線の分断は避ける等、山並みに配慮する <input type="checkbox"/> 地域の祭り・伝統行事を大切にし、背景となる町並みや山並みに配慮する <input type="checkbox"/> 寝物語の里や八房梅等の地域で継承されてきた伝説・伝承を大切にし、関連する景観資源や周辺の町並みに配慮する | 今須 | — | |

□重要眺望区域

【C-1】共通配慮基準

| | 景観形成基準 | 具体的な配慮・工夫の内容 | 適否 |
|----------|--|---|----|
| 高さ | <input checked="" type="checkbox"/> エリアごとの高さ基準を超えないように配慮する | 当該建築物の高さは10mであり、高さ基準の上限30mを超えない高さとした。 | |
| 配置および形状 | <input checked="" type="checkbox"/> 視点場から眺望要素に対して配慮した配置および形状とする | 岡山烽火場からの眺望に配慮し、屋上広告物の設置を避けた。 | |
| 素材・意匠・色彩 | <input checked="" type="checkbox"/> 眺望景観に配慮した素材・色彩・意匠を用いる | 岡山烽火場からの眺望に配慮し、屋根の色彩は瓦屋根に合わせた色彩(N4)とした。 | |
| 外構・設備 | <input checked="" type="checkbox"/> 眺望景観との調和に配慮し、必要な緑化を行う | 駐車場部分の敷地境界を緑化した。 | |
| 開発行為 | <input type="checkbox"/> 視点場からの眺望に配慮したものであること | — | |
| 土石類の採取 | <input type="checkbox"/> 採取地が周囲から目立たないように、採取位置および方法の工夫や敷地周辺において既存樹木の保全や緑化等の措置を行う | — | |
| 木竹の伐採 | <input type="checkbox"/> 視点場からの眺望に配慮したものであること | — | |
| 土石等の堆積 | <input type="checkbox"/> 視点場からの眺望に配慮したものであること | — | |

【C-2】視点場別配慮基準

| 視点場 | 景観形成基準 | 具体的な配慮・工夫の内容 | 適否 |
|---|--|---|----|
| <input type="checkbox"/> 開戦地 | <input type="checkbox"/> 視点場からみたときの天満山麓の地形や天満山、松尾山や市街地を尊重し、高さや色彩について配慮する <input type="checkbox"/> 住宅の勾配屋根が並んでみえる町並みを尊重し、屋根形状に配慮する | — | |
| <input type="checkbox"/> 決戦地 | <input type="checkbox"/> 視点場からみたときの笹尾山麓地域の地形や笹尾山、天満山、松尾山、岡山烽火場や市街地を尊重し、高さや色彩について配慮する <input type="checkbox"/> 住宅の勾配屋根が並んでみえる町並みを尊重し、屋根形状に配慮する | — | |
| <input type="checkbox"/> 石田三成陣地(笹尾山) | <input type="checkbox"/> 視点場からみたときの松尾山や市街地を尊重し、高さや色彩について配慮する | — | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 岡山烽火場(丸山) | <input type="checkbox"/> 視点場からみたときの松尾山や市街地を尊重し、高さや色彩について配慮する | 岡山烽火場からみたときに、松尾山のスカイラインを阻害しない高さとするとし、市街地に調和する色彩とした。 | |
| <input type="checkbox"/> 徳川家康最初陣地(柳壑山) | <input type="checkbox"/> 視点場からみたときの中山道の松並木や市街地を尊重し、高さや色彩について配慮する | — | |
| <input type="checkbox"/> 松尾山 | <input type="checkbox"/> 視点場からみたときの関ヶ原古戦場や伊吹山、市街地を尊重し、高さや色彩について配慮する | — | |
| <input type="checkbox"/> 岐阜関ヶ原古戦場記念館 | <input type="checkbox"/> 視点場となる展望台からみたときの旧北国街道や、徳川家康最後陣地をはじめとする関ヶ原古戦場や山並み、市街地を尊重し、高さや色彩について配慮する | — | |

参考 用語の解説

| 用語 | 定義 |
|------|---|
| 建築物 | <p>建築基準法第2条第1号に規定する「建築物」をいう。</p> <p>土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの。これに附属する門や塀、地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗等を含み、建築設備[※]も建築物に含まれる。</p> <p>※) 建築設備：建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備、煙突、昇降機、避雷針など。</p> |
| 工作物 | <p>土地に定着する人工物のすべてを指す。ただし、建築物に設けられる建築設備は建築物に含まれる。</p> |
| 新築 | <p>敷地に新たに建築物を造ること。</p> |
| 新設 | <p>敷地に新たに工作物を造ること。</p> |
| 増築 | <p>敷地内の既存の建築物等の延べ面積を増やすこと。棟としては新築でも敷地単位では増築となる場合がある。</p> |
| 改築 | <p>従前の建築物等を除却し、これと用途、規模、構造が著しく異なるものを造ること。</p> |
| 移転 | <p>同一の敷地内において建築物等の位置を移動すること。</p> |
| 修繕 | <p>既存の建築物等の部分に対して、おおむね同様の形状、寸法、材料により行われる工事のことをいいます。なお、外観の変更を伴わない修繕については、届出不要です。</p> |
| 模様替 | <p>既存の建築物の部分に対して、おおむね同様の形状、寸法によるが、材料、構造種別等が異なる工事のこと。なお、外観の変更を伴わない模様替については、届出不要。</p> |
| 延べ面積 | <p>建築基準法施行令第2条第3号に規定する「床面積」の合計。</p> |
| 見付面積 | <p>建築基準法施行令第46条第4項に規定する「見付面積」をいう。</p> <p>建築物等の張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積のこと。</p> |
| 高さ | <p>建築物については、地盤面からの高さをいう（建築基準法施行令第2条第1項第6号）。ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の1/8以内の場合においては、その部分の高さは、5mまでは、当該建築物の高さに算入しない。また、棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入しない。なお、工作物については、建築物の高さに準じる。</p> |
| 開発行為 | <p>都市計画法第4条第12項に規定する「開発行為」をいう。</p> |